

労働保険の電子申請をぜひご利用ください！

便利な入力チェック機能と計算機能を活用して、記入漏れや計算ミスを防ぎましょう！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続きではなく「電子申請」※1を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続きできます。

自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出を行うことができます。

※1 電子申請の利用にあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要になります。
但し、GビズIDを利用してログインする場合は、電子証明書の取得は不要です。（GビズIDアカウントの取得は無料）

★いつでもどこでも手続き可能！

窓口に出向く必要がありません。窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日手続きが可能です。

★簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけで済みます。

■ 詳しくは、同封の「令和8年度 労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください ■

労働保険料の口座振替納付もぜひご利用ください！

1. 口座振替による納付のメリット

口座振替納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

- ☆ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ☆ 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ☆ 手数料はかかりません。
- ☆ 保険料の引き落としに**最大約2カ月（全期・1期の場合）**ゆとりができます！

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替を希望される方は、「口座振替依頼書」を口座を開設している金融機関の窓口**に3枚全て**提出してください。 ※「口座振替依頼書」は、労働局保存用、金融機関提出用、事業主控の3枚1組です。
- 令和7年度より対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて「GMOあおぞらネット銀行」が加わりました。
- 申込用紙は、厚生労働省ホームページ↓からダウンロードすることができます。

厚生労働省 労働保険料 口座振替

3. 口座振替納付日（令和8年度）

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	11月 2日	2月 1日
口座振替納付日	9月 7日	11月16日	2月15日
口座振替申込期限	2月25日	8月14日	10月13日

※2 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。
口座振替納付日の約3週間前と約3週間後に、引き落とし内容と結果をハガキでお知らせします。

千葉県最低賃金をご確認ください

千葉県最低賃金は、令和7年10月3日から【時間額 1,140円】です。